

奈 政 行 第 29 号

平成 31 年 3 月 20 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一 様  
同 中 本 勝 様  
同 道 端 孝 治 様  
同 三 橋 和 史 様

奈良市長 仲 川 元 庸

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

平成29年度包括外部監査「観光行政に関する事務の執行について」の結果に対する措置状況について

#### 第4 個別事業に係る監査の結果及び意見

##### 【11】観光案内所運営管理経費

###### (2)入館者数の集計について

- ・修学旅行生の人数を集計すべきかどうか検討すべき

(観光戦略課)

##### 【監査結果】

現状、市観光協会は修学旅行生の集計を行っておらず、実施要領に反している。

修学旅行生の誘致は、市や市観光協会の重点的な取組事項であるため、修学旅行生の人数は市としても把握すべき情報である。しかし、その情報は宿泊施設が把握すればよい情報であり、観光案内所で集計する必然性はないとも考えられる。

そのため、市は観光案内所において修学旅行生の集計が必要かどうかを検討し、実施要領を修正するか、市観光協会が修学旅行生の集計を行うかの対策を講じ、実施要領にあった運営を行うべきである。

##### 【措置の内容】

観光案内所を訪れる人の中から外見で判断して修学旅行生を集計することは正確性に欠けるとともに、奈良市を訪れる修学旅行生の数は、奈良市に宿泊する修学旅行生の数を基に推計することができるため、修学旅行生の誘致において必要な情報は既に入手できていることから、観光案内所において修学旅行生の数を集計することは不要と判断し、平成30年度の契約から、実施要領の集計対象項目から削除しました。

##### 【19】観光便所・待機所管理経費

###### (2)適切な予算要求資料の作成について

- ・予算要求資料及びその積算資料を作成者以外の者がチェックする体制を整備し、適切に予算要求資料を作成すべき

(観光戦略課)

##### 【監査結果】

予算は無駄なく効率的に使用すべきであり、予算要求資料は適切に積算した資料に基づき作成すべきであった。また、同様のことが起こらないよう、予算要求資料及びその積算資料の作成については、作成者以外の者がチェックする体制を整備すべきである。

#### 【措置の内容】

観光便所管理委託料については、うるう年は勤務時間数や消耗品費を調整する等、勤務日数や消費税率によって委託料の総額に増減が生じないよう例年定額で見積もっていたため、総額以外の日数や税率の表記に対するチェックが不十分であったが、この認識を改め、平成31年度の予算要求資料作成時には、日数を正しく表記するとともに、消費税率については10月からの2%増を見込んだ金額で見積もり、また、複数人でのチェックを実施しました。